

役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的・意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ケア21(以下、「当法人」という)の定款第8条及び第18条の規定に基づき、役員等及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 役員等とは理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。
- 常勤役員とは、役員等のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- 評議員等とは、評議員及び評議員選任・解任委員をいい、定款第6条に基づき置かれる者である。
- 報酬等とは、報酬、賞与其他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費(交通費、宿泊費)等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 当法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員には、別表第1に定める報酬のほか、通勤手当、期末手当及び退任慰労金を支給する。
- 3 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員等報酬は支給しないものとする。
- 4 非常勤役員には、業務に応じた報酬及び退任慰労金を支給する。
- 5 評議員には、定款第8条に定める額の範囲内で報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 報酬等の支給の基準については、評議員会にて決定する。

- 2 通勤手当は、社会福祉法人ケア21給与規程(以下「給与規程」という。)の規定に準じて支給する。
- 3 常勤役員の期末手当の額は、報酬の額に別表第2に定める支給割合を乗じた額に、給与規程第33条第2項の表に定める在職期間の区分に応じた支給率を乗じて得た額とする。
- 4 期末手当の在職期間は、その他の団体の期間は通算しないものとする。
- 5 退任慰労金の額は、役員の退任慰労金に関する内規の例による。

(非常勤役員の報酬等)

第5条 報酬の額は別表第3のとおりとする。

- 2 退任慰労金の額は、役員の退任慰労金に関する内規の例による。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員の報酬等の支給方法については、給与規程の例による。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、必要の都度、支払うものとする。

(費用弁償の支給)

第7条 常勤役員には、通勤手当を支給し、給与規程の例による。

- 2 非常勤役員及び評議員がその職務を行うに要する費用弁償の額は、別表第4のとおりとす

る。

3 前項の費用弁償の支給方法は、旅費規程の例による。

(旅費)

第8条 常勤役員に支給する旅費の額及び支給方法については、旅費規程の例による。

(報酬等の支給制限)

第9条 この規程に基づかずには、いかなる報酬その他の手当でも支給することができない。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(その他)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成15年6月25日から施行する。

附 則

この規程は平成18年11月16日第3条に別表第2を追加改正し、同日から施行する。

附 則

この規程は平成19年3月22日第3条別表第3を一部改正し、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成22年3月24日第2条第4項及び第5条別表3を改正し、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成24年2月16日別表第1、第2、第3を一部改正し、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成24年11月20日に別表第2(第3条関係)を一部改正し、同日から施行する。

附 則

この規程は平成29年1月14日に別表第2、第3を一部改正し、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成29年6月7日に一部改正し、同日施行する。

附 則

この規程は平成30年3月29日に一部改正し、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和2年6月12日に一部改正し、同日から施行する。

別表第1（第3条関係）

役職名	報酬の額
理事長	月額 250,000円

別表第2（第4条関係）

区 分	基準日	期末手当
常勤役員の期末手当 支給割合	6月1日	100分の197.5
	12月1日	100分の222.5

別表第3（第5条関係）

区 分	報 酬	備 考
理 事 監 事 評議員等	日額 12,000円	法人業務に携わったときに支給する。
監 事	日額 17,000円	監査

別表第4（第7条関係）

区 分	費 用 弁 償	
理 事 長 理 事 監 事 評議員等	日 当	1日につき 5,000円
	宿泊料	1泊につき 13,000円
	交通費	職員の旅費規程の例による